

# 千葉県報

定例  
平成27年2月24日

## 主要目次

- 昭和三十五年千葉県告示第六百八十五号の一部を改正する告示 一
- 平成十七年千葉県告示第四百五十二号の一部を改正する告示 一
- 平成十七年千葉県告示第五百五十七号の一部を改正する告示 一
- 特定計量器の定期検査の実施 一
- 県営土地改良事業計画の変更 二
- 千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱 二
- 河川区域の指定の変更 七
- 公告 七
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し 七
- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(三件) 七
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(二件) 八
- 土地改良区役員の退任及び就任(四件) 八
- 土地改良区清算人の退任 一〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 一〇
- 都市計画生産緑地地区の関係図書縦覧 一一

## 告示

## 告示

### 千葉県告示第八十号

昭和三十五年千葉県告示第六百八十五号(災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治  
表所在地の欄中「千葉市中央区千葉港七番一号」を「千葉市中央区千葉港四番一号」に改める。

### 千葉県告示第八十一号

平成十七年千葉県告示第四百五十二号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

表社団法人千葉県トラック協会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県トラック協会」を「一般社団法人千葉県トラック協会」に改め、同表社団法人千葉県バス協会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県バス協会」を「一般社団法人千葉県バス協会」に改め、同表社団法人千葉県医師会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県医師会」を「公益社団法人千葉県医師会」に改め、同項所在地の欄中「千葉市中央区千葉港七番一号」を「千葉市中央区千葉港四番一号」に改め、同表社団法人千葉県歯科医師会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県歯科医師会」を「一般社団法人千葉県歯科医師会」に改め、同表社団法人千葉県薬剤師会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県薬剤師会」を「一般社団法人千葉県薬剤師会」に改める。

### 千葉県告示第八十二号

平成十七年千葉県告示第五百五十七号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

表社団法人千葉県エルピীগス協会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県エルピীগス協会」を「一般社団法人千葉県LPガス協会」に改める。

### 千葉県告示第八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行なわれることとした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
習志野市	平成二十七年六月十日	習志野市東習志野三丁目一番二〇号 習志野市東習志野コミュニティセンター	午前十時三十分から午後三時まで
	平成二十七年六月二十三日	習志野市本大久保三丁目八番二〇号 習志野市大久保公民館	
	平成二十七年六月二十四日	〃	〃



予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該市町村に対し、補助金を交付する。

（経費及び補助率）  
第二条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
市町村が行う事業に要する経費	当該事業に要する経費（受益者負担金を徴収した場合は、これを控除した額）の四分の三以内。ただし、当該経費の二分の一に千円を加えた額を限度とする。

（申請）

第三条 規則第三条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに、千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業補助金交付申請書（別記第一号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第四条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

（承認申請）

第五条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第二号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第六条 規則第十条の規定により補助事業の遂行の状況に関し報告しようとするときは、補助金の交付の決定に係る年度の十二月三十一日現在で作成した千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業遂行状況報告書（別記第三号様式）を当該年度の一月三十一日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第七条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日の属する会計年度の三月三十一日までに千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業実績

報告書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第八条 規則第十五条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業補助金交付請求書（別記第五号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第九条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県災害関連地域防がけ崩れ対策事業補助金概算払請求書（別記第六号様式）正副二部を知事に提出しなければならない。

（施設の管理）

第十条 市町村長は、補助事業により取得した施設の維持管理に努めるものとする。

（書類の経由）

第十一条 規則又はこの要綱の規定による書類の提出は、補助事業に係る市町村の区域を所管する土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第一号様式 (第三条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年度において、次のとおり千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施したので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

箇所名	事業費	補助基本額	補助率	補助金額	摘要
	千円	千円		千円	

3 補助事業の経費の配分、経費の使用状況、完了予定期日その他遂行に関する計画

(1) 経費の配分

(単位：千円)

本工事費	測量及び試験費	その他	計

(2) 経費の使用状況

(3) 完了予定期日及び事業実施計画

箇所名	着工予定年月日 完了予定年月日	四半期ごとの進捗予定率				摘要
		第1/4半期	第2/4半期	第3/4半期	第4/4半期	
		%	%	%	%	

4 その他知事が必要と認める事項

第二号様式 (第五条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金の交付の決定のあった千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を次のとおり変更 (中止・廃止) したので、千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱第4条第 号の規定により承認を申請します。

第三号様式 (第六条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金の交付の決定のあった  
千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の 年 月 日現在の遂行の状況を千  
葉県補助金等交付規則第 1 0 条の規定により次のとおり報告します。

第四号様式 (第七条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金の交付の決定のあった  
千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条の規  
定により、次のとおりその実績を報告します。

1 完了した工事の実績

箇所名	契約年月日	着工年月日	工事完了年月日	摘要

2 精算事業費の内訳

(単位：円)

箇所名	精算事業費	財 源 内 訳			摘 要
		県補助金	市町村費	その他特定財源	

経費の配分

(単位：円)

本 工 事 費	測 量 及 び 試 験 費	そ の 他	計

3 その他知事が必要と認める事項

第五号様式 (第八条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日 付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県災害関

連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 内訳 (単位：千円)

箇所名	補助金交付確定額	既受領額	今回請求額	備考

3 振込先

金融機関名 店舗名  
 預金種別 (普通・当座) 口座番号  
 フリガナ 口座名義人

第六号様式 (第九条)

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日 付け千葉県 指令第 号で補助金の交付の決定のあった

千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

1 請求金額 金 円

2 内訳

箇所名	補助金交付決定額	出来高	既受領額	今回請求額	備考
	千円	年 月 日現在 %	千円	千円	

3 振込先

金融機関名 店舗名  
 預金種別 (普通・当座) 口座番号  
 フリガナ 口座名義人

千葉県告示第八十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の規定による河川区域の指定を次のとおり変更する。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 水系名 二級河川養老川

二 河川名 養老川

三 変更後の指定区域

次の図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

名 称	所在地	取消年月日
平山砒油有限公司 代表取締役 平山徳七	山武郡横芝光町宮川五、 六五〇番地の一	平成二十七年一月三十一日

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十七年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人ワラハドカラナトウバトウキョウ

2 代表者の氏名 Gaye Falilou

3 主たる事務所の所在地 船橋市飯山満町二丁目三六三番地二

三 定款に記載された目的 この法人は、日本との文化交流及びセネガル共和国の困窮者支援を目的とする。

イ、セネガルでの教育支援

この教育支援計画はセネガルの中のいくつかの村の学校に不足設備を供給し、セネガルにおいて教育の向上を支援する。

ロ、社会貢献活動

この活動は我々セネガル人、他国の人員、及び日本人との間で協力し、我がセネガルにおいて困窮している友人達を助成する。

ハ、フェスティバルの開催を通じた文化交流

これは我々セネガルと日本のそれぞれの文化をお互い共有し、かつ日本との友情を確立するための文化交流を行う。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人吉鴨会

2 代表者の氏名 佐藤多恵子

3 主たる事務所の所在地 鴨川市上二五一番地

三 定款に記載された目的 この法人は、人口減少対策と子育て支援を主として、観光や農山漁村又は各地域の振興を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人浦安スケートボード協会

2 代表者の氏名 戸倉治郎

3 主たる事務所の所在地 浦安市北栄三丁目六番一七号

三 定款に記載された目的 この法人は、誰もが互いの持つ様々な個性や能力を尊重し合い、スポーツを通して感動、生きがい共有し、互いに支え合うことのできる地域社会の実現をめざし、浦安市及び近郊の市町村に住む若者をはじめとするすべての地域住民

に対し、スポーツ振興、安全教育、啓発活動を行い、もって広く公益の増進に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人しゃくやく会

2 代表者の氏名 石井達哉

3 主たる事務所の所在地 館山市北条一、七二二番地

三 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者等に対する地域生活及び就労を支援するため、グループホームや作業所の運営を行うとともに、地域社会への参加と自立を促し、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十七年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人グループホーム高根

2 代表者の氏名 窪谷誠四郎

3 主たる事務所の所在地 市原市中高根一、四二六番地六七

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、自立支援に関する事業を行い、社会復帰の為に地域で生活できるように寄与することを目的とする。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、千葉県借当川沿岸土地改良区から次のとおり役員員の退任及び就任の届出があった。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

四	香取郡多古町南和田一三八番地	内藤 陸奥治
〃	大浦二八三番地	石田 利之
〃	入山崎四六三番地	玉井 康造
〃	入山崎四六三番地	那須 正実
〃	大浦一、一一一番地	江波戸 利次
〃	片子八四番地一	那須 正実
〃	南山崎五六番地	宮内 秀幸
〃	長岡三九一番地一	伊藤 清治
〃	八辺六三番地三	依知川 長男
〃	大浦一、二四〇番地	勝股 明信
〃	大堀四〇四番地	並木 雅弘
〃	香取郡多古町南中九〇番地	宮内 茂武
〃	〃 三三八番地	柴田 茂樹
二	退任監事	
〃	匝瑳市入山崎五三〇番地	依知川 孝樹
〃	〃 長岡一八番地一	勝股 正義
〃	〃 飯高五〇七番地一	司関 政男
〃	香取郡多古町南和田一一七番地	内藤 敏明
三	就任理事	
〃	匝瑳市入山崎五三三番地	依知川 敏男
〃	香取郡多古町南中三三八番地	柴田 茂樹
〃	匝瑳市大堀六五七番地一	並木 昭男
〃	大浦一、一九〇番地	勝股 廣地
〃	〃 南山崎五三番地	鈴木 茂
〃	〃 八辺二二一番地	依知川 一成
〃	〃 大浦一、一九三番地	勝股 一登
〃	〃 長岡三番地	勝股 正行
〃	〃 飯高八三三番地	林 正明
〃	〃 〃 五一六番地二	平山 幸男
〃	〃 内山八〇番地	越川 幸隆
〃	香取郡多古町南中一三八番地	那須 博明
〃	就任監事	
〃	匝瑳市片子八四番地一	那須 正実

土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、松潟土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事 長生郡白子町中里二、〇七九番地二 八斗一、九〇六番地 五井七〇六番地 幸治三、〇三〇番地一 長生村一松丙三、七三三番地一 三、九二九番地 入山津四一番地二 一松丁二、一四六番地 本郷一、五六二番地 一宮町新地甲一、五九七番地一	二 退任監事 長生郡白子町中里五八六番地 長生村一松戊三、三八三番地 一宮町船頭給四二〇番地	三 就任理事 長生郡白子町八斗一、七六四番地 幸治二、三八五番地 古所三、二八五番地三 中里三、一五四番地 長生村一松丙三、九二九番地 三、五三四番地 小泉一、二〇一番地 一松丁五九八番地 一松戊三、三八三番地 一宮町船頭給四〇七番地の一	四 就任監事 長生郡白子町中里九八三番地 長生村入山津四一番地二 一宮町宮原一、一三三番地三	河野 正義 御園 佳雄 田邊 貞二 宗島 秀行 片岡 啓治 大橋 正男 木島 勇一 鵜沢 順一郎 古山 登美夫 木島 照喜 野口 忠男 松本 勝義 田中 恒雄	大矢 忠一 代市 勝信 緑川 布照 御園 正孝 大橋 正男 田邊 善治 野口 和男 森口 近夫 松本 勝義 中村 新一郎	片岡 浩 木島 勇一 石野 定雄
---	--	--	--	---	---	------------------------

土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内谷川沿岸土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事 長生郡白子町中里四、四四二番地一八 北高根三、六六八番地 長生村本郷九一七番地 水口二八一番地 本郷三八三番地 三、六六〇番地 岩沼飛地一、九九六番地 茂原市谷本九五九番地 六ツ野二、八三八番地 長生郡長生村岩沼八二四番地一	二 退任監事 長生郡白子町関三、七〇〇番地三 長生村中之郷一、三九〇番地 茂原市茂原一、五二九番地	三 就任理事 長生郡長生村本郷九一七番地 中之郷一、三九〇番地 茂原市六ツ野二、八三八番地 長生郡長生村宮成五二二番地 白子町中里四、四四二番地一八 茂原市谷本九五九番地 長生郡長生村岩沼一、一九五番地 岩沼飛地一、九九六番地 水口二八一番地 白子町北高根三、六六八番地	四 就任監事 長生郡長生村本郷三、六六〇番地 白子町関三、七〇〇番地三 茂原市木崎四〇九番地	片岡 利一 河野 忠夫 東條 藤夫 市東 勝男 沖野 隆三郎 小高 暉久 市原 暉久 片岡 利一 神山 文務 中山 文夫 麻生 丈夫 東條 藤夫 麻生 丈夫 麻生 峻一	片岡 利一 河野 忠夫 東條 藤夫 市東 勝男 沖野 隆三郎 小高 暉久 市原 暉久 片岡 利一 神山 文務 中山 文夫 麻生 丈夫 東條 藤夫 麻生 丈夫 麻生 峻一	酒井 武 大塚 守 麻生 憲治
--	---	--	--	---	---	-----------------------

土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鴨川市  
 加茂川沿岸土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事	鴨川市貝渚七五六番地	吉田 豊
〃	〃 八八〇番地	石井 幹夫
〃	横渚一、一六〇番地の一	須田 登
〃	押切一七一番地の一	鈴木 啓治
〃	池田九八番地	田代 朗
〃	太田学八五四番地二	栗原 利
〃	竹平一六二番地	鎌田 勝巳
〃	川代二九八番地	大場 鈞
〃	太尾二九五番地の四	鈴木 信行
〃	大里二一番地	鈴木 増彌
〃	打墨二九六番地の二	荻田 浩吉
〃	〃 一、三五〇番地	石井 喜美男
〃	滑谷六九八番地の一	安田 耕太
〃	八色四一八番地一	荻田 謙治
〃	花房五三八番地の一	刈込 勝利
二 退任監事	鴨川市横渚一、一四六番地	高梨 純
〃	竹平四六一番地	粕谷 輝夫
〃	滑谷六一五番地	高橋 保夫
三 就任理事	鴨川市貝渚八八〇番地	石井 幹夫
〃	〃 一、二二九番地	鎌田 好男
〃	横渚一、一六〇番地の一	須田 登
〃	坂東三〇一番地の一	豊島 正
〃	池田九八番地	田代 朗
〃	京田二二五番地	佐藤 光一
〃	竹平一六二番地	鎌田 勝巳
〃	川代二九八番地	大場 鈞
〃	太尾七六二番地一	鈴木 勝博
〃	大里五〇〇番地	鈴木 俊郎

〃	打墨五六三番地一	山比羅 嘉一
〃	〃 一、三五〇番地	石井 喜美男
〃	滑谷六二二番地の一	安田 勝重
〃	八色三三二番地一	荻田 公夫
〃	花房五三八番地の一	刈込 勝利
四 就任監事	鴨川市横渚一、一四六番地	高梨 純
〃	押切一七一番地の一	鈴木 啓治
〃	打墨一、〇九三番地	三亀 勝弘

土地改良区清算人の退任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法  
 第十八条第十六項の規定により、清算法人安房郡和田町花園土地改良区から次のとおり清  
 算人の退任の届出があった。  
 平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任清算人	南房総市和田町花園九七一番地	鈴木 隆一郎
-------	----------------	--------

土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、君津市  
 向郷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事	君津市久留里大和田七三番地	齋藤 芳和
〃	向郷六九八番地一	御簾納 一浩
〃	〃 九四〇番地	御簾納 静雄
〃	富田三七番地	唐鎌 恒治
〃	向郷一、二九二番地	高野 久芳
〃	〃 一、〇〇六番地	緒形 薫
〃	芋窪一四九番地	土橋 孝二
〃	向郷二六六番地	室清 三夫
〃	〃 五番地	高井 和夫
〃	栗坪二番地	鈴木 昭男
〃	富田一五二番地	永島 宏一

二 退任監事

君津市向郷六八三番地  
" 芋窪一二六番地  
" 栗坪四七番地

苅 込 正 則  
土 橋 重 章  
三 浦 章

三 就任理事

君津市向郷三番地一  
" 久留里大和田五六番地  
" 向郷一、二六九番地  
木更津市長須賀三一九番地四  
君津市向郷一五番地

鳥 井 元 行  
青 山 芳 久  
浅 井 福 三  
千 葉 和 義  
三 橋 勇 治

" 一、〇〇六番地

緒 形 薫

" 六八六番地

高 野 康 行

" 二六六番地

室 野 清 三

" 富田一四八番地

永 嶋 清 也

" 向郷九四六番地

唐 木 孝 則

" 芋窪一四九番地

土 橋 孝 二

四 就任監事

君津市久留里大和田七七番地

青 山 修 三

" 向郷五番地

高 井 和 夫

" 一、一九〇番地

緒 形 弘 行

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十七年二月二十四日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

購読料

月ぎめ  
一部  
一箇月一、〇〇〇円 (送料を含む。)  
二四円

発

行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先  
一部売り申し込み先

〇四三(二二三)二一五二  
〇四三(二二三)二六五八